○農林水産省令第七十二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第二項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）、第四条第六項第三号及び第五条第二項第三号並びに農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項の規定に基づき、農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月九日

農林水産大臣　簗　和生

農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農地法施行規則の一部改正）

第一条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分が

改正後	改正前
（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請） **第十条**　（略） ２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。第三十条第一号を除き、以下同じ。） 二・三　（略） 四　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人（第五十七条の四第二項第五号及び第五十九条第九号において単に「認定経営発展法人」という。）から権利を取得しようとする場合には、同法第十六条の二第二項第五号イ及びロに掲げる事項として当該権利の設定又は移転について同条第一項又は同法第十六条の三第一項の認定を受けている認定発展計画（同条第三項に規定する認定発展計画をいう。第五十七条の四第二項第五号において同じ。）の写し 五～十一　（略）	（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請） **第十条**　（略） ２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。第三十条第一項第一号を除き、以下同じ。） 二・三　（略） 四　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人（第五十七条の四第二項第六号及び第五十九条第九号において単に「認定経営発展法人」という。）から権利を取得しようとする場合には、同法第十六条の二第二項第五号イ及びロに掲げる事項として当該権利の設定又は移転について同条第一項又は同法第十六条の三第一項の認定を受けている認定発展計画（同条第三項に規定する認定発展計画をいう。第五十七条の四第二項第六号において同じ。）の写し 五～十一　（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外）

第十五条　法第三条第一項第十六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六　（略）

七　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。以下「電気事業者」という。）が送電用若しくは配電用の電線を設置するため、又は同項第十五号に規定する発電事業者がプロペラ式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合

八～十三　（略）

（農地を転用するための許可申請）

第三十条　（略）

（削る）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外）

第十五条　法第三条第一項第十六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六　（略）

七　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。以下第四十七条第六号ト及び第五十七条第六号トを除き「電気事業者」という。）が送電用若しくは配電用の電線を設置するため、又は同項第十五号に規定する発電事業者がプロペラ式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合

八～十三　（略）

（農地を転用するための許可申請）

第三十条　（略）

２　申請に係る事業が営農型太陽光発電（農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。）を目的とする場合においては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電に必要な設備に係る設計図

二　営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農に関する計画

三　営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの事項を記載した書類（当該申請に係る